

# 2019年度事業報告書

自 2019年 1月 1日

至 2019年12月31日

2020年3月

一般社団法人大学監査協会

## 目 次

### 【会務の概況】

理事会 1

総 会 2

委員会 2

### 【活動の概況】

会議、研修会並びに研究会議 5

【情報公開】 1 6

【研究成果】 1 6

【事業計画書】 1 6

【会員の増減】 2 1

【2019年12月31日現在の会員名簿】 2 2

【役員名簿】 2 3

【委員会名簿】 2 3

## 【会務の概況】

### 理事会

・ 2月26日 第46回理事会 於：関西大学 東京センター

#### I. 決議事項

- 第1号 第19回総会議事次第案について
- 第2号 本協会の平成30年度事業報告の承認について
- 第3号 本協会の平成30年度決算の承認について
- 第4号 理事の任期満了に伴う改選について
- 第5号 「大学監査を原点から考える」並びに「法人・大学の諸活動と監査の役割」について
- 第6号 内部統制分科会及び教学監査分科会の補充委員の選任について

#### II. 協議事項

- 第1号 教学を支援する監査

・ 4月12日 第47回理事会（書面審査）

#### I. 決議事項

- 第1号 代表理事（会長）選定の件
- 第2号 副会長選定の件
- 第3号 専務理事選定の件

・ 7月11日 第48回理事会 於：関西大学 東京センター

#### I. 決議事項

- 第1号 教学監査基準案について
- 第2号 大学ガバナンスコード案について
- 第3号 監事の免責に関するガイドラインの策定について
- 第4号 「監事監査事案研究」の策定について
- 第5号 「監事アンケート」の実施について
- 第6号 「大学内部監査に関するアンケート」の実施について
- 第7号 内部統制分科会の補充委員の選任について
- 第8号 本協会事務局職員保存休暇規程の一部改正について

#### II. 協議事項

- 第1号 監事研修の体系化について

#### III. 報告事項

- 第1号 本協会の2019年度の活動状況並びに今後の研究会議等の開催について

・ 11月14日 第49回理事会 於：関西大学 東京センター

#### I. 決議事項

- 第1号 第20回総会議事次第案について
- 第2号 2020年度事業計画案の承認に関する件について
- 第3号 2020年度予算案の承認に関する件について

- 第4号 学校法人監事監査基準の改定について
- 第5号 大学法人における内部統制に関する基準の改定について
- 第6号 教学監査基準チェックリストについて
- 第7号 学校法人の監事の損害賠償責任及びその制限について
- 第8号 企画委員会の補充委員の選任について

## II. 報告事項

- 第1号 本協会の2019年度の活動状況並びに今後の研究会議等の開催について

### 総会

- ・ 3月19日 第19回総会 於：関西大学 東京センター

#### I. 決議事項

- 第1号議案 本協会の平成30年度事業報告の承認に関する件
- 第2号議案 本協会の平成30年度決算の承認に関する件
- 第3号議案 理事の任期満了に伴う改選に関する件

#### II. 報告事項

- 第1号 「大学監査を原点から考える」並びに「法人・大学の諸活動と監査の役割」について

- ・ 12月11日 第20回総会 於：関西大学 東京センター

#### I. 決議事項

- 第1号議案 2020年度事業計画案の承認に関する件
- 第2号議案 2020年度予算案の承認に関する件

#### II. 報告事項

- 第1号 学校法人監事監査基準等の改定について
- 第2号 学校法人における内部統制に関する基準の改定について
- 第3号 教学監査基準等の改定について
- 第4号 学校法人の監事の損害賠償責任及びその制限について
- 第5号 大学ガバナンスコードの改定について
- 第6号 本協会の2019年度の活動状況並びに今後の研究会議等について

### 委員会

#### 1. 企画委員会

- ・ 1月15日 第1回 於：中央大学市谷キャンパス

- 協議事項 1. 大学監査を原点から考えるについて
- 2. ガバナンスとマネジメントと監査との関連について
- 3. 教学監査の基準ポイントと手順について
- 4. 監事並びに内部監査人の実務について
- 5. 監査トレーニングについて

- ・ 3月15日 第2回 於：中央大学市谷キャンパス

- 協議事項 1. 大学監査を原点から考えるについて

2. ガバナンスとマネジメントと監査との関連について
  3. 教学監査の体系並びに基準等について
  4. 監事並びに内部監査人の実務について
  5. 監査トレーニングについて
- ・ 4月16日 第3回 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項
    1. 教学監査の体系並びに基準等について
    2. 監事監査基準等について
    3. 監事並びに内部監査人の実務について
    4. 監査トレーニングについて
  - ・ 5月15日 第4回 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項
    1. 教学監査の体系並びに基準等について
    2. 監事監査基準等について
    3. 監事並びに内部監査人の実務について
    4. 監査トレーニングについて
  - ・ 6月 3日 第5回（ガバナンス分科会との合同） 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項
    1. 教学監査基準案について
    2. ガバナンスコード改定案について
  - ・ 6月26日 第6回 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項
    1. 教学監査基準の改定について
    2. 監事監査基準の改定と監査課題事案集の作成について
    3. 監事並びに内部監査人の実務を踏まえた監査トレーニングについて
  - ・ 8月 1日 第7回 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項
    1. 教学監査基準の解説について
    2. 監事監査基準の改定と監査課題事案集の作成について
    3. 監事研修の体系化について
    4. 監事並びに内部監査人の実務を踏まえた監査トレーニングについて
  - ・ 9月10日 第8回（ガバナンス分科会との合同） 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項
    1. 教学ガバナンス報告書の作成内容について
    2. 教学監査基準の構図について
    3. 監事の免責に関するガイドラインの策定案について
    4. 研究会議のテーマ案について
  - ・ 10月22日 第9回（ガバナンス分科会との合同） 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項
    1. 教学ガバナンス報告書の作成内容について
    2. 教学監査基準の構図について
    3. 監事の免責に関するガイドラインの策定案について
    4. 監事監査基準の改正案について
    5. 研究会議のテーマ案について
  - ・ 11月20日 第10回（ガバナンス分科会との合同） 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項
    1. 監事の賠償責任に関する免責について

2. 教学監査基準の構図について
3. 大学ガバナンスの定義について
4. 教学ガバナンス報告書の作成内容について

## 2. ガバナンス分科会

- ・ 1月15日 第1回 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項 1. 教学のガバナンスのあり方と意思決定システムの改革に関する調査について  
 2. 教学ガバナンスについて
  
- ・ 3月15日 第2回 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項 1. 教学のガバナンスのあり方と意思決定システムの改革について
  
- ・ 4月16日 第3回 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項 1. 教学のガバナンスのあり方と意思決定システムの改革について
  
- ・ 5月15日 第4回 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項 1. 大学ガバナンスコードの改定について  
 2. 監事の免責に関するガイドラインの作成について  
 3. 教学ガバナンスに関する報告書の作成にあたっての教学ガバナンスと教学監査との関係について  
 4. 教学の意思決定システムの改革について
  
- ・ 6月 3日 第5回（企画委員会との合同） 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項 1. 教学監査基準案について  
 2. ガバナンスコード改定案について
  
- ・ 6月26日 第6回 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項 1. 大学ガバナンスコードの改定について  
 2. 監事の免責に関するガイドラインの作成について  
 3. 教学ガバナンスに関する報告書の作成にあたっての教学ガバナンスと教学監査との関係について  
 4. 教学の意思決定システムの改革について
  
- ・ 8月 1日 第7回 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項 1. 大学ガバナンスコードについて  
 2. 監事の免責に関するガイドラインの作成について  
 3. 教学ガバナンスに関する報告書の作成にあたっての教学ガバナンスと教学監査との関係について  
 4. 教学の意思決定システムの改革について
  
- ・ 9月10日 第8回（企画委員会との合同） 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項 1. 教学ガバナンス報告書の作成内容について  
 2. 教学監査基準の構図について  
 3. 監事の免責に関するガイドラインの策定案について  
 4. 研究会議のテーマ案について
  
- ・ 10月22日 第9回（企画委員会との合同） 於：中央大学市谷キャンパス

- 協議事項 1. 教学ガバナンス報告書の作成内容について  
 2. 教学監査基準の構図について  
 3. 監事の免責に関するガイドラインの策定案について  
 4. 監事監査基準の改正案について  
 5. 研究会議のテーマ案について

- ・ 11月20日 第10回（企画委員会との合同） 於：中央大学市谷キャンパス  
 協議事項 1. 監事の賠償責任に関する免責について  
 2. 教学監査基準の構図について  
 3. 大学ガバナンスの定義について  
 4. 教学ガバナンス報告書の作成内容について

### 3. 内部統制分科会

- ・ 9月3日 第1回 於：早稲田大学早稲田キャンパス  
 協議事項 1. 大学における内部統制に関する基準の改正について  
 2. 内部統制チェックリスト（整備状況・運用状況）の改定について
- ・ 10月1日 第2回 於：早稲田大学早稲田キャンパス  
 協議事項 1. 大学における内部統制に関する基準の改正について  
 2. 内部統制チェックリスト（整備状況・運用状況）の改定について
- ・ 10月21日 第3回 於：早稲田大学早稲田キャンパス  
 協議事項 1. 大学における内部統制に関する基準の改正について  
 2. 内部統制チェックリスト（整備状況・運用状況）の改定について
- ・ 10月31日 第4回 於：早稲田大学早稲田キャンパス  
 協議事項 1. 大学における内部統制に関する基準の改正について  
 2. 内部統制チェックリスト（整備状況・運用状況）の改定について

### 4. 教学監査分科会

- ・ 4月25日 第1回 於：早稲田大学早稲田キャンパス  
 協議事項 1. 大学ガバナンス委員会第一次報告を受けての論点整理について

## 会議、研究会議並びに研修会等

- ・ 1月16日 監査課題研究会議 参加人員：10名  
 ～人事部門の業務監査～

於：東京理科大学 森戸記念館

人事部門は、一般的に二つの課題を背負っている。第1に、労働関係諸法をはじめとする人事上に関係する社会法に準拠した的確な運用管理が求められている。第2に、終身雇用の下では、教職員個人の採用から退職までの長い期間にわたる運用上の一貫性を維持することが求められている。これに加えて、私立学校では、しばしば他の一般的な企業とは異なる視点からの管理が求められることがある。

そこで、学校法人の人事部門に発生しがちな諸問題について、この3つの課題を見据えて、内部統制機能と監査視点から、人事部門をどのようにとらえるべきかについて、グループワークを交えて協議した。

- ・ 1月29日 監査課題研究会議 参加人員：26名  
～これからの大学監査のあり方―変革期における監事監査と会計士監査の方向性～

於：東京理科大学 森戸記念館

社会全体の環境変化は益々激しくなってきた、学校法人経営においても大きな影響を及ぼしている大変革期においては、不透明な意思決定、不適切な業務執行を行った法人だけではなく、将来のために一定のリスクを取らない法人も存続が困難になると考えられる。大学のガバナンスは著しく重要性を増しており、特に中核的な役割を担う監事監査の強化は喫緊の課題といえる。

そのような状況の中で、2018年7月、公認会計士が従うべき基準である監査基準が改正され、そのことにより、グローバルの動向に合わせ監査報告書の構成・文言等が変更され、私立学校振興助成法監査における監査報告書もこれに従って改正されることになる。学校法人にとって、継続企業の前提等の文言が記載される可能性が高く、単なる文言の追加と捉えるべきではなく、背景となる考え方も理解する必要がある。それらの視点をもとに協議した。

- ・ 3月4日 教学監査研究会議 参加人員：25名  
～大学監査の体系とそこでの教学監査の位置付け・内容・視～

於：上智大学 12-303 教室

大学監査協会では、監査が、大学・大学法人が建学の理念のもと、教育研究等を通じた社会貢献により持続的な発展を図ることを支援する機能であるとして、その位置付けをまとめてきた。各種監査の目的・機能、対象・視点、相互関係等について、大学・大学法人の持続的な発展を図るための監査体系として、各監査の相互の関係、及び大学経営に対する機能に着目して「大学監査を原点から考える」という文書にまとめている。

そこで、「大学監査を原点から考える」の内容をもとに、大学監査体系の全体像とこの中に位置付けられた教学監査に関して解説し、それらをもとに協議した。

- ・ 3月11日 監査課題研究会議 参加人員：33名  
～大学経営に資する監査のあり方～

於：同志社大学 今出川キャンパス至誠館

大学の経営は、設立の理念に基づいて、設置された大学が、適切な経営ガバナンスのもと、適切な教学ガバナンスの発揮により、その目的である教育研究を通じて、社会へ貢献していくことである。このため経営者や大学の責任者は、大学業務が適正に行われるよう内部統制機能や監査機能を組み込む。特に、監査機能は、大学法人の公共性の高さから法令によって義務付けられている。

そこで、大学法人における経営ガバナンス・教学ガバナンス及び内部統制機能、内部監査の方向性について提示を受け、それらを踏まえて、大学監査のあり方について考察した。

- ・ 3月25日 内部監査研究会議 参加人員：18名  
～事案研究で学ぶ内部監査の手法～

於：東京理科大学 森戸記念館

内部監査は、理事会もしくは理事長の命を受けて、法人事務組織及び法人が設置した大学組織が委任事項を的確に推進しているかを点検するものである。このため内部監査人は、通常の業務の外側から業務全体をシステムとしてとらえて、組織の状態について、役割機能が明確になり、内部統制機能が組み込まれ、かつ機能しているかといった点を点検し、監査で気づいた事項を被監査部署へ通知するとともに、監査結果と組織上の問題点・是正案を経営者へ報告し、これを受けて理事長等は学長・法人事務担当役員等へ指示を出す等対応行動をとるといった流れが基本的である。しかし、

これらの一連の業務と内部監査人の立ち位置を的確に把握している経営者がいるかという点も必ずしもそうではないケースあるいは内部監査人自らが理解できていないケースがあることも事実である。

そこで、最近の大学等で発生した様々な問題現象を業務システムとして本来どのような機能が必要であったかをグループワークを通して検討するとともに、内部監査人の立ち位置と業務をシステムとしてとらえる監査スキルについて実践的にその感覚を磨けるように、協議を進めた。

- ・ 4月18日 監査課題研究会議 参加人員：20名  
～企業の監査役監査に学ぶ監事監査のあり方と企業会計審議会が公表した「監査基準の改訂に関する意見書」の学校法人への影響～

於：東京理科大学 森戸記念館

このたびの「学校教育法等の一部を改正する法律案」の改正の趣旨は、「大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況を評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずる」としている。

一方、企業会計審議会は、2018年7月に「監査基準の改訂に関する意見書」を公表し、日本公認会計士協会は、「監査基準の改訂に関する意見書」の公表を受けて「監査基準の改訂に関する意見書」を公表した。これは、公認会計士が監査の実施及び報告に当たって従うべき基準である監査基準の改正で、国際的な監査基準の改訂に合わせ監査報告書の構成・文言等が変更されており、私立学校振興助成法に基づく監査報告書もこれに従って改正されることになる。

このように大学法人が置かれている環境は、説明責任を果たせる大学運営の透明性の確保に力点が置かれ、一層の組織体制の充実を求められてきており、監事においても、多面的な対応が求められてきている。

したがって、監事は、従来にも増して外部環境の変化とその要因を的確にとらえるため、学校法人以外の組織の動向、特に、企業の監査役の動向にも目を光らせておく必要が出てきている。

株式会社の場合には、監査役が大学法人の監事の役割を担っている。監査役は株主総会で選任され、取締役の職務執行を監査するもので、一般的には、会社の規模を問わず業務監査と会計監査の権限があると考えられ、企業経営の健全性や適正性を担保する役割を担うことが期待されており、会社の業務・財産の調査権など幅広い権限を有する一方で、善管注意義務や取締役会・株主総会への報告義務など種々の義務を負い、会社や第三者に対する損害賠償責任を負うほか、刑罰や行政罰に処せられ、その責任は極めて重いものがあるが、金融商品取引法監査の対象となる企業においては、速やかな新監査基準への対応が求められている。

そこで、監査役の基本的スタンス、業務監査・会計監査の視点について解説したうえで、学校法人の監事監査に求められる役割と意識、監事としてのあり方・心構えについて考察した。

また、企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」に基づく学校法人への対応については、監査基準が監査対象先の大部分を占める一般事業会社を前提に作成されるため、学校法人にはわかりにくい面があることも確かで、そのため、今回の改正点について、記載内容にとどまらず、なぜそのような記載をするかといった背景等を含め解説した。

- ・ 6月11日 監査課題研究会議 参加人員：40名  
～教学監査のあり方とそれに関連する教学ガバナンスの行きつく道～

於：同志社大学今出川キャンパス至誠館

大学監査協会では、2019年3月に各種監査の目的・機能、対象・視点、相互関係等について『大学監査を原点から考える』という文書にまとめた。他方、このたびの「学校教育法等の一部を改正する法律案」においては、大学における教育研究等の総合的な状況が認証評価に適合するよう、

自ら内部質保証体制を確立し、教育研究水準の向上に努めることが求められ、また適合判定が得られない場合には、文部科学大臣から各大学に直接指示が出せるようになり、教学業務の適切性の確立を支援する教学監査の重要性がますます高まってきた。

そこで、法律案にかなり業務監査（狙いは教学監査）が書き込まれていることに考慮し、本協会でもまとめた文書『大学監査を原点から考える』で大学監査体系の中に位置付けられた教学監査に関し、教学諸活動を支援する監査の位置付け・内容・視点から教学支援機能について解説し、そのうえで、これらの教学監査の対象となる2種類の教学業務システムのあるべき姿と、その達成に向けた教学関係部署の努力を支援する教学監査の具体的内容について解説するとともに、教学監査とはどのようなことかを見極めた。

さらに、現在、高等教育を巡る制度改革が急速に進められ、文部科学省は「大学ガバナンスコード」の活用等を含む、さらなる大学ガバナンス改革をめざしており、大学人の側にも積極的な対応が求められている。

そこで、教学ガバナンスの基底にある現行法構造の枠組みを検討しながら、教学ガバナンス改革が求められる現実を剔抉し、教学ガバナンスの有効性を監査することを通じていかに高められるかを提示して、教学支援機能の行き着く道を探った。

・ 6月25日 監査課題研究会議 参加人員：43名  
～大学におけるIT統制と監査～

於：東京理科大学 森戸記念館

ICT機能は大学のあらゆる部門で重要な役割を担っており、特に、教学部門においては、複雑化するカリキュラムに対応していくためにも、必要不可欠のものとなっていて、全学的な視点で、かつネットワークとセキュリティを含めて考える必要があり、いまではICT部門のみの問題ではなく重要な経営課題の一つといえる。

そこで、大学では費用支出の適切性を図る仕組みの構築と支出の説明責任の要求、加えて大学経営の効率化や経営品質の向上への実現などが求められ、それらに対応するためにITガバナンスが必要となっているにもかかわらず、IT統制の整備が進んでいない状況を考えていかなければならない。

そこで、ICTリスクの中でもインターネットで接続された環境の中での安全環境の確保について、経営課題の一つとしてとらえなければならない意味と対策の視点、すなわち統制環境の考え方について、わかりやすく解説した。そのことから、どのような視点で監査をすればよいのかわからず、情報部門にまかせきりになりがちであるが、なぜ、経営課題であるのか、経営者が意識しなければならないポイント等を意識することは、すなわち監査視点を学ぶことでもあり、またIT統制の整備が大学の内部統制の構築、内部監査のありようがいかに重要かを協議することにより、ガバナンスの向上の糧として進め、マニャックなシステム監査の議論ではなく、限りある法人資源の投入を意味あるものにし、組織・機能とかがわった監査から内部統制、内部監査を通じて大学の業績監査に至るように考察した。

・ 7月3日 監査課題研究会議 参加人員：24名  
～会計業務の誤謬並びに組織不正に対応する内部統制の構築の仕方と監査手法～

於：東京理科大学 森戸記念館

大学を取り巻く環境が厳しくなり、財務の健全性が厳しく問われる時代に入っているため、財務情報の重要性はますます高まっているが、それに比例して収支差額を過大に表示するといった経理不正のリスクも増大している。経理不正が発生すると、その対応のために多大な後ろ向きの労力を要し、かつ社会的な評価は著しく低下するため、その予防が何よりも重要となる。特に、理事者の指示による組織ぐるみの経理不正については、内部統制だけで予防するのは難しく、監事をはじめとするガバナンスの態勢が重要となる。一方、担当理事や教職員による不正が長年発覚せず多額に

なる事例も見受けられるため、内部統制の有効性の向上も課題となっている。内部統制は、「業務に組み込まれ組織内のすべてのものによって遂行されるプロセス」と定義されるので、所属部署にかかわらず全教職員がその意義を理解する必要がある。

そこで、このような経理不正リスクを軽減する内部統制のあり方及び経理不正発見のための着眼点は、監事、内部監査担当者だけでなく、広く管理業務に携わる方々にとって、不可欠の知識であると考え、これらをもとに協議した。

- ・ 7月25日 内部監査研究会議 参加人員：18名  
～事案研究で学ぶ内部監査の手法を通してそのありようを考えていく～

於：上智大学 L-911会議室

内部監査は、理事会もしくは理事長の命を受けて、法人事務組織及び法人が設置した大学組織が委任事項を的確に推進しているかを点検するものである。このため内部監査人は、通常の業務の外側から業務全体をシステムとしてとらえて、組織の状態について、役割機能が明確になり、内部統制機能が組み込まれ、かつ機能しているかといった点を点検し、監査で気づいた事項を被監査部署へ通知するとともに、監査結果と組織上の問題点・是正案を経営者へ報告し、これを受けて理事長等は学長・法人事務担当役員等へ指示を出す等対応行動をとるという流れが基本的である。しかし、これらの一連の業務と内部監査人の立ち位置を的確に把握している経営者がいるかという点も必ずしもそうではないケース、あるいは内部監査人自らが理解できていないケースがあることも事実である。監事監査では経営者による内部統制の無効化について着目することが多いが、内部監査では、経営者の不作為による組織的不正の隠ぺいといった点にも着目する必要がある。

そこで、最近の大学等で発生した様々な問題現象を業務システムとして本来どのような機能が必要であったかを演習を通して検討するとともに、内部監査人の立ち位置と業務をシステムとしてとらえる監査スキルについて実践的にその感覚を磨けるように協議を進め、そのうえで、内部監査のありようを考察した。

- ・ 7月29日 監査課題研究会議 参加人員：73名  
～大学の価値向上に結びつく監査のありよう―学校教育法・私立学校法の一部改正法と企業会計審議会が公表した「監査基準の改訂に関する意見書」に基づき学校法人に求められる監査基準・監査報告書への対応～

於：東京理科大学 森戸記念館

このたびの私立学校法の改正を受けて、今後、大学の監査は、さらに監事と内部監査人が連携し、その質の向上を図っていくことが求められてくる。これからの監査のありようについて実務者が経験をもとにこれからの監査のあり方について解説した。

そのうえで、企業会計審議会が2018年7月に「監査基準の改訂に関する意見書」を公表、それを受けての日本公認会計士協会の「『監査基準の改訂に関する意見書』の公表を受けて」の公表を踏まえて、私立学校振興助成法に基づく監査報告書も改正されることになる。

そこで、監査基準が監査対象先の大部分を占める一般事業会社を前提に作成されるため、学校法人にはわかりにくい面があるが、今回の改正点を踏まえ、大学法人は今後、どのような対応等をしていかなければならないかを突き詰め、協議した。

- ・ 8月2日 監査課題研究会議 参加人員：22名  
～働き方改革法の施行に伴う大学法人の対応―人事部門の業務監査～

於：東京理科大学 森戸記念館

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革法）は、2018年7月に交付され、すでに2019年4月1日から順次施行されている。

同法は、労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法等8つの労働関係法令を一括改正する法令で、①ワークライフバランスなどを実現するための労働時間法制の見直し、②同一賃金同一労働をはじめとする雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を目指したものである。

そこで、働き方改革に関する対応は、今後の監査の中にどのように取り込まれるべきかというフェーズに移行していることから、具体的な事例のもとに働き方改革の狙いを内部統制システムと監査の視点から解説し、それらをもとに協議した。

- ・ 8月30日 監査課題研究会議 参加人員：28名  
～私学法が求めるリスクマネジメントと監査視点—大学法人のリスクマネジメントをどう監査するか～

於：東京理科大学 森戸記念館

大学法人を取り巻くリスクは多岐にわたるが、リスク要素は外部環境の変化によって急速に変化し、かつ多様化している。大学法人の経営者・経営部門は、これら多岐にわたる自校におけるリスクを日頃から意識して対応する体制、すなわちリスクマネジメントに関する体制を構築・強化していかなければならないが、このたびの私立学校法の改正は、まさにそのリスクマネジメントの充実を役員に求めているといえ、特に、監事は、今まで以上にリスク視点に立脚した監査の充実化を図る必要がある。

そこで、最近の大学を取り巻く環境の変化に伴うリスクの変化、特に私立学校法が求めるリスクマネジメントの充実化の要請に対応した監事の監査視点について解説し、それらをもとに協議した。

- ・ 9月12日 監査課題研究会議 参加人員：32名  
～大学ガバナンスコードの役割とその活かし方—大学監査への活用～

於：同志社大学今出川キャンパス至誠館

このたびの私立学校法の改正は、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会のもとに設置された「学校法人制度改善小委員会」での検討結果等に基づいたものであり、その検討結果に示されていた大学ガバナンスコードの策定に焦点を当て、自主的な行動規範となる大学ガバナンスコードの位置付けと本協会を含む私立大学団体等の大学ガバナンスコードの意味するところとその特徴を解説した。さらに、大学監査はガバナンスとマネジメントシステムの評価であることを再確認し、大学監査が「監査」という言葉ゆえ生じている「誤解」を解くとともに、大学監査の本質とは何であるのかについて解説することにより、大学ガバナンスコードが大学監査にとって極めて重要なツールとなること、そしてこれらを活用した大学監査は、教育研究の充実に結びつくこと、大学法人の価値向上につながることで、大学法人の健全な自主性・自律性を発揮するための一助となるものであることについて解説し、それらをもとに協議した。

- ・ 9月19日 監査課題研究会議 参加人員：33名  
～最近の法令改正と監査視点—学校教育法と民法改正を中心に～

於：東京理科大学 森戸記念館

2017年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」は、120年ぶりの大改正で、一部の例外を除き、2020年4月1日から施行される。また、同日、日本人の働き方を根本的に見直す、働き方改革関連法も施行となっている。国会でも学校教育法等の改正が行われ、私立学校法の一部が改正され、役員の賠償責任等が加わることとなった。このような法令等の改正に伴って学校法人の業務も対応を迫られることとなるが、これらに対して監査人は、どのような姿勢で臨む必要があるかを考えていかなければならない。

そこで、学校法人が各種法令改正に対してどのような組織体制で臨むべきか、また法令等の改正は学校法人の諸活動にどのような影響が見込まれるのか、監査の視点について解説し、それらをもとに協議した。

- ・ 9月24日 監査課題研究会議（上智学院との共催） 参加人員：64名  
～私立学校法の改正と監査視点～

於：上智大学6号館 202教室

このたびの改正私立学校法の内容が、多岐にわたり、かつ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用もあり、極めてわかり難いものとなっているし、その施行は、2020年4月1日からの施行となっており、各学校法人も速やかな対応を求められている。また、改正内容は、学校法人の責務と監事の職務の充実を含めた運営の透明性等、多くの監査関連要素を含んでおり、監事・内部監査人のほか、中長期的視点を持って学校法人の企画・運営業務に携わる教職員も同法の改正内容を熟知しておく必要がある。

そこで、改正私立学校法の改正内容とその関連の省令等を含めて、文部科学省から同法の詳細な解説の機会を設けることにより、監事・内部監査人・教職員が学校法人の責務を再認識し、大学の価値向上のため透明性ある学校法人運営体制を確立していけるように、この会議を企画した。

- ・ 9月27日 監査課題研究会議 参加人員：15名  
～中長期計画・教学監査と密接な関係にある第四の経営基盤  
ファシリティマネジメント体制の構築と大学監査～

於：東京理科大学 森戸記念館

このたびの私立学校法の改正により、監事の職務に新たに理事の業務執行状況に関する監査が加わったが、私立学校法第37条第3項に規定する監事の職務の第一番目に記載されているのは、学校法人の業務の状況に関する監査で、教学監査を含む業務監査が重視されている。学校法人の業務の範囲は広いが、中長期計画や教学監査と密接に結びついているにもかかわらず、見過ごされがちなのがファシリティマネジメントに関する監査であり、各学校法人においては単なる施設維持管理にとらえ、長期的視点・経営的視点に立脚した大学価値向上に資するためのマネジメントが行われているかは疑問である。

そこで、ファシリティマネジメントの概要と大学の先進事例を加えて監査のポイントについて解説し、それをもとに協議した。

- ・ 9月30日 監査課題研究会議 参加人員：35名  
～実効性ある中期計画とはどのようなものなのか—改正私学法に  
応える中期計画と監査のあり方—～

於：東京理科大学 森戸記念館

中期計画を策定している学校法人は、5～6割といわれているが、このたびの私立学校法の改正により、中期計画の策定が義務づけられるとともに、その内容は認証評価結果を踏まえたものとしなければならないこととなり、すべての学校法人が認証評価結果に基づいた中期計画を策定しなければならなくなった。すでに、中期計画を策定している学校法人においても、見直しを迫られることとなったが、それでは、認証評価結果を踏まえた中期計画であるならばそれでよいか、私立学校の自律性・独自性を前提にしたとしても、中期計画の実効性がなければ策定する意味はない。それでは正しい中期計画とはいったいどのようなものなのかを考えていく必要がある。

これらを考えるにあたって、参考となるのは国立大学法人が策定している中期計画で、国立大学法人の中期計画は、予算計画とセットとなった実効性が高いものとなっている。この国立大学法人の中期計画の基本的考え方は、総務省の独立行政法人の評価制度に基づいている。その独立行政法人は、その財源を主に国民の税金である運営費交付金により運営されていることから、業務の進捗状況の可視化等、透明性ある運営や国民が把握できる目標設定等が求められており、学納金を主たる財源とし、国等からの補助金を得ている学校法人においても透明性ある大学経営が求められることは、国立大学法人と同様

であるといえる。

そこで、独立行政法人の業務特性格を踏まえた目標管理制度そのものを実効性があるよう改善を繰り返している独立行政法人評価制度と独立行政法人の一つである国立大学法人が同評価制度に基づ

いて業務の効率性を前提に大改革を進める国立大学法人と、実効性ある中期計画を策定している学校法人の中期計画策定プロセスについて学ぶことにより、大学監査の真の目的である大学価値向上の視点から学校法人の中期計画の監査の一助となることを目的に、中期的計画について考察した。

・10月 7日 内部監査研究会議 参加人員：35名

～ガイドライン改正後の公的研究費不正事案の傾向と対策並びに  
研究費獲得のためのマネジメント～

於：東京理科大学 森戸記念館

公的研究費については、支出の適切性と説明責任を図る仕組みの構築等経営効率や品質の向上の実現などが求められてきている。このため監査に対する期待も広範になってきており、監査対象の見極め、監査手法の高度化・実効性ある監査の取り組みの推進を通じて大学経営上の「真の益」につなげる役目も期待されているといえる。そのことから、大学としては内部監査とどのように向き合っていくのかが問われているといえる。

このような視点に立って、公的研究費の管理・監査体制を見ると、単にガイドラインを不正の防止のためのシステムだけにとどめるだけでなく、大学にとって真の内部統制とは何かを見極め、ガイドラインをマネジメントの要として活かしきるための仕組みを構築していくことが重要であるといえる。このことはガイドラインをもとにした硬直性を内包した組織ではなく、研究環境の柔軟性を毀損しない組織体制を構築する必要があることを意味する。

そこで、文部科学省が求める公的研究費の執行管理・監査に関するあるべき体制を踏まえうえで、その際の牽制機能を含む内部統制とはどのような仕組みであるのかを明らかに、不正の芽を事前に摘んでいくシステムをいかに構築するかを考えていかなければならない。これらを踏まえて、協議を進めた。

・10月16日 監査課題研究会議 参加人員：12名

～大学法人の広報活動を監査するー広報とリスクと監査～

於：東京理科大学 森戸記念館

大学における広報機能は、発信先から見れば、大学の外部へ発信する機能と大学内部へ発信する機能、また、役割から見れば、大学における教育研究の状況を発信する機能と、大学に発生したリスクに対して広報として対応する機能、言い換えれば、前者は攻めの機能、後者は守りの機能といえる。この広報機能の基本は、「大学法人の設置理念・建学の精神及びそれに基づいた教育研究活動、社会貢献活動を広く理解して、共感を得る行為」である。しかしながら、広報という入試広報ととらえ、大学を取り巻く入試関連企業等と連携した広報をその業務の中心としている大学も少なくない。広報マネジメントを大学法人全体として広くとらえていないケースが散見される。

広報機能のうち入試広報については、受験生と入学者の確保に直結することから大学法人の存亡を左右する大きな存在であることは間違いないが、本来の大学の魅力を伝えるとともに、大学における不祥事の対応については、大学のイメージの棄損を最小限に抑える大学のリスク管理上の重要な役割をも担っていることはいままでのない。

そこで、大学の広報のあり方について考える事例として、日本の大学で初めて非財務情報と財務情報を統合した「年次統合報告書」を作成・公開した東京大学の作成意図とそのプロセスを広報的視点から考えるとともに、受験生にフィットする広報のほか積極的な情報発信を展開する大学の広報戦略並びに不祥事に対する対応について学ぶことにより、本来の広報とは何であるのかを考察した。

そのうえで、私立学校法の改正によって、業務監査の重要性がさらに高まってきたが、大学の存亡を左右する重要な経営要素である広報部門への監査は、避けて通ることができないといえ、それ

それぞれの事例を通して、広報部門のあり方を知得することにより、大学の発展に寄与する監査の視点について協議した。

・10月28日 教学監査研究会議 参加人員：26名  
～教学監査基準の基本的思想と、そこで必要となるリスクマネジメントと内部統制の概念と監査における対応～

於：東京理科大学 森戸記念館

教学監査(教学業務の監査)計画を立てる際には、まず、教学業務が果たしている機能を列挙し、大学が価値を高めながら、教育研究を通じて社会に貢献していくための方向性としての使命・戦略計画の達成にむけて、これらの各機能を担うマネジメントシステムがどのようにあるべきかを考えることが必要である。次にそれらに対し、内部統制と教学業務の有効性の見地からどのような問題がありうるかを検討し、教学監査の対象項目の候補とする。実際の教学監査では、各大学毎の状況に即し、「適切に行われないと重大なリスクとなる項目」を重点的に選定して監査を実施する必要がある。このための手法がリスク・アプローチで、内部統制機能の適切性、教学業務の有効性に関し、リスクマネジメントの視点で「優先対応リスク項目」を選定し、教学監査の対象項目を絞り込んで、具体的な監査計画を立てることとなる。

そこで、このリスクマネジメントと内部統制の概念を軸として、多岐にわたる大学法人の教学業務を体系的にとらえ、そのマネジメントシステムを評価していく教学の業務監査の方法論について学ぶことを通して、教学監査における内部統制とリスクマネジメントについて考察した。

その際、本協会でもとめた教学監査基準の基本的思想、教学監査で検証すべきこと、その検証を実施すべき体制について解説し、さらにそれを踏まえた具体的な教学監査基準の構成、及びそれらを用いた教学監査計画の策定手順について解説した。そのうえで、このような手順で教学監査計画を立案する際に必要となる「内部統制」と「リスクマネジメント」に関し解説し、それらを踏まえて、教学監査のあり方について協議をした。

・11月11日 監査課題研究会議 参加人員：14名  
～会計検査院の3E検査に学ぶ大学法人における有効性監査の視点—会計検査院の3E検査と諸外国の業績検査～

於：東京理科大学 森戸記念館

会計検査院は、正確性、合規性の観点からの検査のみならず、事務・事業の業績に着目して経済性、効率性、有効性の観点からの検査(3E検査)を行っており、いわゆる通常の会計監査とは一線を画している。

このような業績に関する点検は、業績監査と呼ばれ、従来の監査とは異なるカテゴリーに属するとされているが、これは、従来の監査が会計監査視点、すなわち適合性・正確性・内部統制といった視点のみにとらわれてきていたことに起因しているからであるといえる。すなわち、本来の業務の姿を現したものが、財務諸表であるという単一的視点がこれらを生み出してきたともいえる。現在、民間企業においては統合報告という視点で非財務情報を加えた是正が図られているが、その目的はステークホルダーへの情報提供という点にあり、業績監査視点が十分に加味されているとはいえない。しかし、視点を変えれば、業績に着目した、例えば、業務効率化は、民間企業を中心に行われてきたものであり、現に行われている。業績監査は、単に会計監査の世界で扱われなかったに過ぎなく、本来、公監査か否かにかかわらず、あらゆる組織に必要なものである。

特に、学校法人の監査においては、教育研究の自主性・自律性の名のもとに、経済性・効率性・有効性の観点からの業績監査の必要性が議論されてこなかったともいえる。しかし、学校法人は、他の組織に比べて公共性の極めて高い組織であり、この議論は避けては通れないものであるし、それ以上に業績監査に内部統制監査を加えた予防システム監査の視点が大切である。また、私立学校法の改正により3E監査の重要性は、さらに増してきているといえる。

そこで、学校法人における予防監査にも資すると考えられる会計検査院の3E検査や諸外国の業績検査の動向を知ることにより、学校法人の監査とはいかにあるべきかといった視点について学ぶ

ことを通して、大学監査のあり方を考察した。

- ・11月13日 監査課題研究会議 参加人員：19名  
～2040年を見据えた大学のあり方と大学監査が貢献すること  
ー大学価値の向上は、教学ガバナンスの高度化から～  
於：上智大学 L-811会議室

中央教育審議会は2018年11月に「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を答申した。一方、改正私立学校法は、中期計画の策定を義務付けたほか、透明性ある大学の運営を求めている。これらの一連の流れは、社会の大きな変革時期に大学も的確な視点を持って対応し、社会に貢献していく必要があることを示している。そのためには大学経営に健全な教学ガバナンスの発揮が求められるといえる。したがって、大学における監査も従来の「監査」という概念に引きずられることなく、大学の価値向上に資する視点を持った監査であることが求められてくる。

そこで、中央教育審議会答申の意味するところについて解説するとともに、これからの大学の価値向上のために必要となる教学ガバナンスの強化の必要性とこれらを支援する新しい監査の形について考察した。

- ・11月21日 監査課題研究会議 参加人員：25名  
～学校法務で留意すべき点と大学監査のポイント～  
於：上智大学 L-811会議室

大学の教育研究活動とその関連活動において生じる法律問題に対して各大学法人は、どのようなリスクマネジメントをしているのか、という提示のもとに協議を進めた。

大学における法律問題は、アカハラ、学納金等の未払い、雇用等労働問題、事故、論文盗用、無断コピー等の問題が代表的であるが、このほか、外部機関との契約書をめぐるとラブル、個人情報漏洩等の様々なリスクが考えられる。

そこで、大学の現役顧問弁護士が、大学をめぐるとラブルに関して、大学組織がどのように対応していく必要があるのかを解説した。法律問題は、一見するとマネジメントシステムになじまない特殊事例を含んでいるようであるが、ポイントは、マネジメントシステムの構築である。大学監査は、リスク管理視点からこれらの評価を行うこととなるという視点で考察した。

- ・11月27日 監査課題研究会議 参加人員：16名  
～監事監査基準、内部統制基準の真の意味と実務・大学監査への  
活かし方ー監査を通じた大学法人の価値向上～  
於：東京理科大学 森戸記念館

「監事監査基準と内部統制基準を実務へ活かす」私立学校法の改正により監事の職務範囲と権限が強化された。特に、文部科学省は、監事は、業務監査に関して強化を図るよう要請している。そこで当協会では、これらに対応するとともに、当協会が策定公表している「大学監査を原点から考える」を基本に、監事監査基準、内部統制基準の改定を行っている。大学監査は、教育研究を支援し、結果として大学法人の価値向上に寄与するものでなくてはならない。

そこで、監事監査基準・内部統制基準の改定版の趣旨、その内容並びに監査実務への活かし方等について詳説した。特に、監事監査基準については、法令に準拠した監査報告書例並びに監事の賠償責任に対する責任限定契約についてまで言及した。

- ・12月 3日 監査課題研究会議 参加人員：24名  
～ガバナンスの確立に向けてー大学ガバナンスコードの活用とモニタリングの在り方～  
於：同志社大学 室町キャンパス寒梅館

大学を設置する大学法人の責任者は、目的達成のため、法人組織と設置した組織が円滑に運営されるよう健全なガバナンス機能を発揮していかななくてはならない。その運営形態・権限と責任は様々

であるが、公共性を前提に、法令を遵守し、自主性・自律性を発揮してその価値を高め、社会に貢献していく使命を持った存在であるから、大学法人には透明性の高い運営が求められる。一方で、法令上では、様々な運営上の制約はあるものの、詳細・具体については、各大学の独自性・自主性に委ねられている。

ところが一部の大学法人では、大学の使命を果たせない状況に陥っており、2004年から学校教育法・私立学校法が何度か改正、2019年5月の大幅な改正へと至る一方で、文部科学省では、学校法人にガバナンスの改善強化を自立的に行うよう、民間企業同様に自主的行動基準の制定を求めている。

このような状況の中で、当協会では、大学ガバナンスコードを2018年3月に策定、2019年7月に私立学校法の大幅な改正を踏まえ、改定を行った。コードは、各大学法人が自主的にガバナンスコードを基準として独自の運営を行えるよう幅を持たせているのが特徴である。

一方で、大学法人の長は、組織を健全に運営していくための仕組みを組織の中に組み込み、円滑に運営させていく責任がある。これらは一般的に内部統制とモニタリングという用語で表現される概念である。大学法人の自主行動基準である大学ガバナンスコードを適用していくために、大学法人の責任者は、内部統制システムを組み込んだマネジメントシステムを構築していかななくてはならない。

そこで、大学におけるガバナンスのあり方と当協会の大学ガバナンスコードの趣旨及び概要について解説するとともに、大学がその公共性を前提に、独自性を発揮して社会に貢献していくための基本となる大学ガバナンスコードの本質的意味を考え、学校法人の真の発展に活かすための方策を考察した。さらに、大学監査はガバナンスとマネジメントシステムの評価であることを再確認するとともに、大学監査が「監査」という言葉ゆえ生じている「誤解」を解き、大学監査の本質とは何であるのか、そして、大学ガバナンスコードは大学監査にとって極めて重要なツールとなることについて考察した。

そのうえで、大学監査は、不正の指摘のみならず、学校法人が健全な独自性を発揮して大学価値を向上させていくための一助となるものであることについて解説するとともに、その観点を踏まえて、このような考え方に立った時、大学の設置者や管理者による日常的なモニタリング、内部統制の構築と評価、及びそれらの妥当性をモニタリングする監査の関係は企業監査とはどのように異なるのかについて、再検討し、組織的なモニタリングの方法について考察した。

・12月10日 内部監査研究会議 参加人員：33名  
～大学における内部監査及び内部統制はいかにあるべきか～  
於：東京理科大学 森戸記念館

大学法人組織が遂行する業務の中には、内部統制機能が埋め込まれているが、組織的体系性に欠けていることが多い。これは内部統制に対する経営者の理解不足や業務都合による業務プロセスの設計、業務の見直しの不徹底等が原因といわれている。内部統制は、経営者が自ら組織の目標を的確に達していくために業務に組み込む仕組みで、教育研究を円滑に進め、大学法人の使命を果たすうえでなくてはならない。

そこで、金融商品取引先法が求める内部統制監査の基本的考え方が大学法人が個々に計算書類の信頼性と組織運営の信頼性の両方に資する監査基準を構築することを目的に、同法が上場会社等を対象に経営者に対して義務付けている「内部統制報告書」及びThree Lines of Defenseについて解説するとともに、大学法人が陥りやすい内部統制上の漸弱性の把握とその改善方策に寄与することを目的に、会計検査院が毎年度報告する指摘型監査の動向について解説した。

・12月17日 監査課題研究会議 参加人員：28名  
～監事に求められる基本的諸活動とは絶対に抜けてはいけない監査活動のポイント～

於：東京理科大学 森戸記念館

監事監査は、学校法人の教育研究機能の向上・財政基盤の確立に対して寄与するものである。こ

のため学校法人のすべての業務を対象に、基本的に独立した立場、すなわち、学校法人のすべての業務マネジメントシステムの外側から、監事監査基準に基づいた適切な監査プロセスあるいは状況によっては、これらの監査プロセスを逸脱しても、学校法人の継続的運営に影響を及ぼすリスクの排除に努めることが求められる。

そこで、改正私立学校法では、監事の職務の追加・権限の強化が図られるとともに、役員为学校法人・第三者に対する賠償責任が明文化されたが、監事は、どのような職務を行う必要があるのかについて、さらに、監事が学校法人の価値向上のために、少なくとも実施すべき監査に関する基本的諸活動について考察した。

・ 12月24日                      監査課題研究会議                      参加人員：27名  
～大学に絶対必要なリスクマネジメントとその監査視点～

於：東京理科大学 森戸記念館

私立学校法の改正は、大学の社会的責任を様々な形態の組織と同様に、運営の透明性や説明責任を果たしていくことを求めている。一方で、その運営の詳細については大学が自主的自律的に運営するよう大学ガバナンスコードによって自ら組織を律していくこととしている。

社会の大きな変化は、大学運営のあり方にも大きな変化を求めてきている。このことは大学法人が教育研究を通じて社会に貢献していくという目的を達成していくための阻害要因、すなわちリスクが多様化してきていることを意味しており、大学法人にリスクマネジメントの必要性が生じていることを示している。

そこで、大学を取り巻く様々なリスクとそのマネジメントのあり方についてさらに一步踏み込んで具体的に解説するとともに、その監査視点について、従来のリスク対策業務を見直すことに主眼を置いて考察した。

#### 【情報公開】

- ・ 大学ガバナンスコード改定
- ・ 教学監査基準の改定
- ・ 学校法人監事監査基準等の改定
- ・ 学校法人における内部統制に関する基準の改定

#### 【研究成果】

- ・ 学校法人の監事の損害賠償責任及びその制限について

#### 【事業計画書】（2019年度）

当協会の設立趣旨に鑑み、教育研究の質を担保する「大学法人の経営の体質改善を通じた質の向上」に必要なガバナンスの強化並びに「大学運営の質の向上」のためのガバナンス強化と意思決定プロセスの透明性の向上に資するべく、下記を基本方針として事業を計画する。

1. 大学監査及び関連する諸分野についての理論及び実務の研究をさらに推進する。
2. 監事・内部監査人の専門的能力の向上及び監査の質と実効性の向上、並びに会計監査人との三者間の交流を促進するとともに三様監査の位置づけを明確にする。
3. 大学監査実務の強化・充実のための大学監査に関する諸指針・マニュアル等の充実と知識・スキルの普及を図る。
4. 大学法人における監査のあり方を探求し、変化の時代に対応した大学監査哲学を構築する。

上記の基本方針を踏まえ、下記の3課題（中長期事業目標）に取り組む。その際、その社会的責任を果たすこと、及び大学の価値向上のために大学監査が存在するという意義を自覚して、今までの研究成果をさらに発展させていくことが重要である。このため、当協会の運営も新しい段階へと進展させるべく、平成31年度の事業計画を推進することとする。

- I. 大学経営の質向上に寄与する監査体系と監査手法の確立
- II. 大学監査手法の実務への適用と研修機能の充実
- III. 一般社団法人 大学監査協会の体制強化

## I. 大学経営の質向上に寄与する監査体系と監査手法の確立

大学監査の機能を1. 大学経営監査、2. 大学財務監査、3. 教学監査、4. 業務監査の四機能に分類し、これらの充実及び手法の確立を通して、大学法人経営の高度化に結びつくよう、大学法人における監査システム及びそのあり方等について、監査体系構築を前提に、従来、当協会が策定してきた各種研究結果を体系的観点から見直す。このため、統括・調整する組織として平成30年度から再発足させた企画委員会を中心に、大学監査の現状を把握するとともに、大学監査の概念・哲学並びに監査手法等の大学監査体系の確立のための分科会を設置し、概ね2年計画で実施する。

### 1. 大学監査の機能

#### 1-1. 大学経営監査機能

- (1) 大学法人（国立大学法人、公立大学法人、学校法人等）は、設立の理念に基づいて設置され、その理念の具現化のため、大学等を設置し、その運営を大学組織に委任する。委任した組織が設置者の意向を受けた運営をすることが求められるが、設置者は、設置した大学等へ適切な支援を行うことも求められる。これら両面を含む監査機能が必要である。このために大学法人に求められるガバナンス機能・内部統制機能のあり方、マネジメントシステム評価視点並びにコンサルティング視点についてリスク認識とコントロール等をベースに各専門的分科会において検討していく必要がある。このため大学法人における監事監査・内部監査に関するツール（基準、マニュアル、計画、調書、チェックリスト）の開発・改良と実用化を図る方策を研究する。
- (2) ガバナンス機能は、本来、設置者である経営者や組織の責任者が具備しなければならない資質を含むものである。一方で、監査機能は、経営者の特性を把握し、その特性を補完・育成する仕組みを組織の中に構築できているかを確認する機能をも含むものである。これらの要素を明らかにするための研究を行う。

#### 1-2. 大学財務監査機能

監事監査、会計監査人による大学法人の財務諸表（計算書類）の信頼性に関する監査、内部監査に大別される大学監査のうち財産監査の充実向上は、これからの大学に求められる戦略的経営にとって、信頼性監査を超えた手法が必要とされることでもある。

これは大学法人の性格・種別にかかわらず、そこで求められている会計基準をもとに、リスクをコントロールしながら各大学法人がこれらを十分活用していくことが求められていることを意味する。そこで、大学の健全な発展のために必要とされる財務監査機能のあるべき姿について研究を推進する必要がある。

#### 1-3. 教学監査機能

教学監査は、教学業務監査と内部質保証の継続的改善を目的とする内部質保証マネジメントシステムに関する監査に分かれる。このうち教学業務監査に関しては、多岐にわたる大学法人の業務のうち、その主たる業務である教学業務をサブマネジメントシステムの単位に分割して体系化するための検討を行い、その結果、各マネジメントシステム単位でシステムの評価＝監査ができるよう、チェックリストの構築を含めた調査研究を行うとともに、教学業務監査ツ-

ルの開発と実用化を目指す。また、内部質保証マネジメントシステムに関する監査については、先行的に進んでいるが、組織全体のシステムとしてとらえ、大学価値の向上へ結びつき、かつ、実効性が保たれるよう有効性評価の視点からその基準作りを進める。

#### 1-4. 業務監査機能

大学法人における業務は、設置大学の教学業務が主たる事業のように見えるが、教学業務以外にも様々な業務が存在する。これらの業務を信頼性・有効性・効率性・経済性・倫理性の視点からリスク対応・業務システムと内部統制機能の組み込み状況等について評価していく必要がある。このための監査視点・監査手法等について調査研究を行い、経営に資する監査手法の確立を目指す。

## 2. 委員会・分科会

上記機能を発揮させ、大学監査体系としてとりまとめるため、以下の委員会・分科会を設置する。

### 2-1. 企画委員会

- (1) 当協会の事業運営のあり方を協議し、その結果を理事会に提示する。
- (2) 各種委員会の検討内容の方向性について経営ガバナンスにそった調整を行うとともに、各研究会議及び研究会における企画内容についても検討を行う。その際、大学にとって、各種の監査にかかわる基準が何を意味するのかを明確にするとともに、研究成果の体系性を図る。また、大学監査が抱える課題に対応するため、必要に応じて加盟校の実態を調査する。
- (3) これまで本協会が数年にわたり策定してきた、監事監査基準、内部統制基準、内部監査基準、教学監査基準並びにそれら基準にかかわるマニュアル、チェックリスト等の見直しを各分科会へ要請し、修正案を統合する。
- (4) 上記の策定過程において、大学監査のフィロソフィの構築、大学監査の体系化の策定を行うとともに開発した監査技術の普及を図るための体系を整備する。
- (5) 大学の価値向上・大学の体質改善のためのコンサルティングアプローチの手法等も取り入れる研究を行う。
- (6) 次年度の事業計画案を策定する。

上記計画は、内容により年次計画を作成して進める。以上のことを推進するため、委員会を逐次開催する。

### 2-2 ガバナンス分科会

- (1) ガバナンス機能の中で、経営層や組織のリーダーが具備すべき資質として求められるものについての研究を行い、その構成要素を明らかにするとともに、大学ガバナンスコードに反映させる。
  - (2) これまで大学法人とその設置組織におけるガバナンスとは何か、すなわち「大学法人の経営におけるガバナンス」と「設置した大学の運営にかかわるガバナンス」のあるべき姿について、大学監査の立場から検討を加え、それらの定義を明確にした。平成31年度は、この定義の理解を広げるとともに、大学法人の経営、大学の運営を決定づける大学法人における経営ガバナンスのあるべき姿について、大学ガバナンスコードの見直し並びにその普及を行う。
  - (3) 監査効率並びに監査品質の向上を目的に、会計監査人・監事・内部監査人が連携する三様監査のあり方、制度上の問題点等について検討する。
- 以上のことを推進するため、分科会を逐次開催する。

### 2-3. 監事監査分科会

- (1) 大学法人の健全な維持・発展のために監事の果たすべき役割について、監事監査・内部監査・会計監査人監査の連携を考慮に入れたうえで、その実効性を高めるため、監事監査基準、

監事監査マニュアル、監事監査計画、監事監査調書、監事監査チェックリストの実用化を図る方策を研究する。

- (2) 業績の信頼性の保証としての監査に関する基準の策定を行い、その上で監事監査について公益性を前提に進化させていく。その際、監事監査の品質管理基準の策定を試みる。
- (3) ①意思決定、②理事者に対する適正な業績評価、③理事者による不適切な業務執行の予防法ないし早期是正、④適正な事業評価及び⑤リスクマネジメント体制、内部統制の有効性の維持の5つの論点の検討を通して、監事監査の向上方策を研究する。

以上のことを推進するため、分科会を逐次開催する。

#### 2-4. 内部統制分科会

- (1) 内部統制機能の業務システムへの組み込みに対する点検といった内部統制監査は、不作為の結果責任を問われるトップにとっては必置の仕組みであり、組織運営のマネジメントシステムの前提条件であって、大学法人・大学の業務を適正な状況に保つ必要条件である。このため内部統制の意味と機能と業務システムとの関係性を明らかにし、内部統制機能とマネジメントシステムの評価方法について大学監査の立場から検討を加える。
- (2) 大学法人が自らの価値を向上させ、社会へ貢献していくためには、大学法人は、大学間並びに社会での自らのポジショニングを的確に把握していくことが、適切な経営意思決定につながる。このため組織に必要不可欠な機能はIR (Institutional Research) 機能とリスクマネジメント機能であるが、これらの体制を支えるためのマネジメントシステムには、信頼度の高い内部統制システムの構築が必要であることから、これらシステム構築と監査視点に関する研究を進める。
- (3) 大学法人における内部統制環境のあり方を研究する。
- (4) 平成27年度に改正した大学法人における内部統制基準を踏まえて、内部統制チェックリストの改正を行う。
- (5) リスクマネジメントと内部統制の有効性評価ツールの策定を行う。
- (6) 教学業務に求められる内部統制の仕組みと監査の視点について研究する。

以上のことを推進するため、分科会を逐次開催する。

#### 2-5. 内部監査分科会

- (1) 監査は、マネジメントシステムの評価であることを周知するとともに、平成24年度に作成した大学法人における内部監査の定義、大学内部監査人に求められる資質、内部監査基準、内部監査実施の基本手順、内部監査実施のフローチャート、内部監査実施のチェックリストをもとに、経営リスク体系、リスクマップ、リスク発生可能性・影響度・測定表並びに分野別内部監査留意事項等をさらに研究し、深化させるとともに、大学内部監査実施要領を作成し、それらの加盟大学への普及を図る。
- (2) 大学監査担当者の技術並びに内部監査の有効性向上をめざし、大学の内部監査の枠組みの深化を通して、内部監査人の能力向上のためのプログラム改善・進化を図る。
- (3) 内部監査は、大学法人の業務マネジメントシステムを外側から客観的な視点で確認する能力が養われることから、キャリアパスの一つとして位置付けることが可能であると考えられる。このため内部監査人に求められる知識・スキルと大学業務におけるキャリアパスの関係について研究する。

以上のことを推進するため、分科会を逐次開催する。

#### 2-6. 会計・財務分科会

平成27年度策定した、大学監査としての業績監査に関する報告書をベースに以下の研究を行う。

- (1) 会計監査を中心に、大学法人における財務報告の信頼性・経営の透明性の向上並びに経営体質の向上にかかわる会計・財務に関する事項について研究する。

- (2) 大学法人における会計の今後のあるべき方向性とそれに関わる諸問題、特に大学会計を有効に機能させるための管理会計システム構築に向けての研究を行う。
  - (3) 教学業務と会計・財務の関係等、監査視点構築のための研究を行う。
  - (4) 私立学校法が求める財産に関する視点とその方法論についての研究を行う。
- 以上のことを推進するため、分科会を逐次開催する。

## 2-7. 教学監査分科会

- (1) 平成27年度作成した、教学業務体系をさらにブラッシュアップし、サブマネジメントシステムとしての体系化・構造化を進める研究を行う。
  - (2) 上記構造化された教学業務マネジメントシステムを評価するための監査視点の研究に取り組み、平成30年度に完成させた教学チェックリストをさらに深化させる。
  - (3) 従来、実施してきた内部質保証に関する監査については、教学業務の中の内部質保証をマネジメントシステムとしてとらえ、その評価基準等の確立と普及に努める。
- 以上のことを推進するため、分科会を逐次開催する。

## II. 大学監査手法の実務への適用と研修機能の充実

監事、内部監査人及び会計監査人による三様監査の実効性の向上及び監査実務の普及と向上を目的として、監査課題研究会議をはじめとする以下の諸会議等の活動を企画・立案し、実施するとともに、三様監査に直接関連する重要な法令並びにその改正状況、行政からの通知、社会の動き等について解説の機会を設ける。

また、分科会等でまとめられた研究成果を公表し、会員等から広くコメントを求める場としても活用する。

### 1. 監査課題研究会議

大学監査機能の中心となるのは、経営部門の意思決定プロセスから学務を含む学校法人業務全般を監査対象とする監事監査機能である。一方、大学設置者である経営層は、法人事務部門並びに設置した大学が適切な活動を行っているかを点検する必要があるため、このための内部監査部門を設置並びに内部監査人の充実が急がれるところである。本研究会議は、各分科会での最新の研究成果を公表・検討する場とするほか、監事・内部監査人を対象に、大学の置かれた現状の把握と監査の質の向上をめざし、その上で監事・内部監査人がそれぞれの職責を果たし、監査の方法論並びに実務上の隘路・問題点等、監査業務に関する必要な知識の修得、会計監査人と監事・内部監査人との連携、多様な監査体験の共有、あわせて監事相互の情報・意見の交流を目的として開催する。

以上のことを推進するため、年間10回（1月中旬、3月上旬、6月上旬、7月中旬、8月上旬、9月中旬、10月中旬、11月上旬等）の会議を開催する。

### 2. ガバナンス研究会議

大学監査が有効に機能するためには、その前提として大学法人経営のあり方（ガバナンスのあり方、マネジメントシステムの構築その他）が問われる。本研究会議は、大学法人の経営を担う責任者を対象に、大学の経営体質の改善を目的として、大学法人の監査機能を十全に果たすための人と組織等のあり方を大学経営ガバナンス・大学運営ガバナンス・リスクマネジメントの視点から討議し、ユニバーシティ・ガバナンスの強化に資することを目的として開催する。

以上のことを推進するため、年間3回（3月下旬、7月上旬、10月上旬）の会議を開催する。

### 3. 教学監査研究会議

本協会では、大学監査フィロソフィを構築することにより、大学の新しい経営に資する監査の役割について、協会内での大学監査の考え方の共有を進めている。本研究会議では、教学監査分科会の研究成果に基づき、教学監査の意味と目的を検討し、現在策定している教学業務監査基準並びに内部質保証マネジメントシステムに関する監査の基準並びに手法をさらに発展・深化させ

るため研究会議を開催する。

以上のことを推進するため、年間3回（6月上旬、8月上旬、11月下旬）の会議を開催する。

#### 4. 内部監査研究会議

本研究会議は、内部監査担当者並びに監事スタッフを対象に、①内部監査担当者に求められる資質の醸成、②内部監査の理論及び手法の体系的教育、③内部監査実務への展開方法、④内部監査人として知っておくべき重要課題の把握等について知識・スキルの高度化を目的に開催する。あわせて、本協会が作成した内部監査基準、チェックリスト等大学の内部監査の枠組みについての普及をめざし、個々の内部監査担当者等の知識・スキルの底上げも図る。このほか、内部監査人に求められる基礎的監査知識と手法を基礎から身につけるためのプログラムの充実を図るとともに、大学のリスク対応能力を向上させ、より健全な大学の実現に向けてマネジメントシステムの評価を核とし、質的に「コンサルティングレビュー」機能を有する内部監査を進めるための役割を果たせる人材の育成をめざし、内部監査・専門知識と監査遂行のための方法論の修得を踏まえた、一定のカリキュラム体系に基づくプログラムを組む。

以上のことを推進するため、年間8回（3月下旬、5月下旬、7月上旬、9月上旬、11月中旬、12月上旬等）の会議を開催する。

#### 5. 業務監査課題研究会議

監査は、マネジメントシステムの評価であるが、その対象は、大学法人のすべての業務が対象となる。従って、監査対象は、会計業務を含むすべての業務が監査対象となる。このうち教学業務を除くすべての業務に関する監査について、監事並びに内部監査人が知っておくべき監査手法の開発と普及を図る。

以上のことを推進するため、年間6回（3月中旬、6月上旬、7月・9月中旬、11月上旬、12月中旬）の会議を開催する。

### Ⅲ. 一般社団法人 大学監査協会の体制強化

大学監査の確立のためには、旧来の監査概念にとらわれない新しい知見を求めた研究と、その研究に基づいた実務に適用できる監査手法等の確立と普及が要となる。これらの知見の収集と研究開発並びに会員校への普及をより充実したものとするためにも、会員校の増強を図るための体制強化を行う。

#### 【会員の増減】

##### 入・退会の状況

区 分	2018年度	2019年度	入 会	退 会
法 人	138	135	2	5
個 人	10	10	2	2
計	148	145	4	7

【2019年12月31日現在の会員名簿】

法人会員					
1	愛知学院	51	静岡文化芸術大学	101	日本医科大学
2	愛知大学	52	実践女子学園	102	日本工業大学
3	IPパートナーズ	53	四天王寺学園	103	日本女子大学
4	青山学院	54	芝浦工業大学	104	根津育英会武蔵学園
5	朝日大学	55	修道学園	105	ノートルダム女学院
6	あずさ監査法人	56	秀明学園	106	白鷗大学
7	跡見学園	57	十文字学園	107	兵庫医科大学
8	幾徳学園	58	順天堂	108	福岡大学
9	稲置学園	59	城西大学	109	福山大学
10	茨城キリスト教学園	60	上智学院	110	藤学園
11	イマジネーション	61	聖徳学園	111	藤田学園
12	岩手医科大学	62	昭和女子大学	112	藤村学園
13	梅村学園	63	真宗大谷学園	113	文京学園
14	追手門学院	64	聖学院	114	文教大学学園
15	大阪医科薬科大学	65	聖心女子学院	115	法政大学
16	大阪学院大学	66	清泉女子大学	116	松山大学
17	大阪経済大学	67	西南学院	117	宮城学院
18	大阪産業大学	68	聖マリアンナ医科大学	118	民間外交推進協会
19	大妻学院	69	清稜監査法人	119	武庫川学院
20	沖縄科学技術大学院大学	70	梅檀学園	120	武蔵野美術大学
21	学習院	71	創価大学	121	名桜大学
22	神奈川大学	72	園田学園	122	明海大学
23	関西医科大学	73	大正大学	123	明治学院
24	関西大学	74	大東文化学園	124	明治大学
25	関西学院	75	太陽有限責任監査法人	125	名城大学
26	関東学院	76	高千穂学園	126	明星学苑
27	北里研究所	77	拓殖大学	127	目白学園
28	共愛学園	78	中央大学	128	桃山学院
29	京都産業大学	79	中部大学	129	立教学院
30	京都女子学園	80	津田塾大学	130	立正大学学園
31	京都精華大学	81	鶴学園	131	立命館
32	京都橘学園	82	帝京大学	132	龍谷大学
33	京都薬科大学	83	有限責任監査法人トーマツ	133	早稲田大学
34	近畿大学	84	東海大学	134	渡辺学園
35	金城学院	85	東京医科大学	135	和洋学園
36	久留米大学	86	東京女子医科大学		
37	県立広島大学	87	東京電機大学		
38	光華女子学園	88	東京薬科大学		
39	工学院大学	89	東京理科大学	1	岡本 眞一
40	高知県公立大学法人	90	同志社	2	小平 俊行
41	神戸学院	91	東北学院	3	梶間 栄一
42	神戸女学院	92	東北工業大学	4	菊地 裕明
43	國學院大學	93	東北文化学園大学	5	清水 潔
44	国際総合研究所	94	東陽監査法人	6	染川功二
45	国際武道大学	95	東洋大学	7	外川 隆
46	国士館	96	獨協学園	8	八田 英二
47	産業医科大学	97	トヨタ学園	9	松本 香
48	産業能率大学	98	中村産業学園	10	宮川 博光
49	三優監査法人	99	南山学園		
50	慈恵大学	100	日通学園		

【役員名簿】 2019年12月31日現在

会 長 (理事)	高 祖 敏 明	聖心女子大学	学長
副会長 (理事)	田 中 愛 治	早稲田大学	総長
副会長 (理事)	八 田 英 二	同志社	総長・理事長
理 事	明 石 勝 也	聖マリアンナ医科大学	理事長
〃	入 澤 崇	龍谷大学	大学長
〃	池 内 啓 三	関西大学	理事長
〃	大 谷 哲 夫	東北福祉大学	前学長
〃	川 井 伸 一	愛知大学	理事長・学長
〃	木 南 英 紀	順天堂大学	学長特別補佐
〃	坂 口 吉 一	國學院大學	常任顧問
〃	佐久間 勤	上智学院	理事長
〃	重 松 博 之	会計検査院	元会計検査院院長
〃	坂 東 眞理子	昭和女子大学	理事長
〃	福 原 紀 彦	中央大学	学長
〃	松 藤 千 弥	東京慈恵会医科大学	学長
〃	溝 上 達 也	松山大学	理事長・大学長
〃	山 田 清 志	東海大学	大学長
〃	吉 岡 俊 正	公益財団法人中山がん研究所	理事長
専 務 理 事	赤 坂 雄 一	大学監査協会	事務局長
監 事	大田原 眞 美	民間外交推進協会	アドバイザー
〃	松 本 香	公認会計士	
特 別 顧 問	奥 島 孝 康	白鷗大学	学長

【委員会等委員名簿】

・企画委員会

委員長	百合野 正 博	同志社大学 商学部教授
委 員	伊 藤 靖 史	同志社大学 法学部教授
〃	佐 藤 信 行	中央大学 法科大学院教授
〃	工 藤 一 彦	東京電機大学 教育改善推進室アドバイザー
〃	奈 尾 光 浩	公認会計士
〃	松 本 敏 史	早稲田大学 商学大学院教授
〃	山 本 雅 和	昭和女子大学 監事

・ガバナンス分科会

主 査	百合野 正 博	同志社大学 商学部教授
委 員	佐 藤 信 行	中央大学 法科大学院教授
〃	杉 浦 宣 彦	中央大学大学院 戦略経営研究科教授
〃	鈴 木 康 洋	弁護士
〃	奈 尾 光 浩	公認会計士
〃	宮 田 永 生	公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩 アドバイザー

・内部統制分科会

主 査	尾 崎 安 央	早稲田大学 法学大学院教授
-----	---------	---------------

委員	小松 義明	大東文化大学 経営学部教授
〃	恩田 佑一	有限責任監査法人トーマツ マネジャー
〃	矢島 基美	上智大学 法学部教授
〃	山本 雅和	昭和女子大学 監事

・教学監査分科会

主査	工藤 一彦	東京電機大学 教育改善推進室アドバイザー
委員	倉部 真由美	法政大学 法学部教授
〃	高田 晴仁	法政大学 法学部教授
〃	川上 哲太郎	東海大学 学長補佐
〃	松本 敏史	早稲田大学 商学大学院教授
〃	安岡 高志	帝京大学高等教育開発センター 客員教授
〃	山本 雅和	昭和女子大学 監事